

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県愛南町長

公表日

令和4年12月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種関連事務				
②事務の概要	<p>【事務の概要】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、愛南町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>【事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>				
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、情報連携中間サーバーシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)				
2. 特定個人情報ファイル名					
健康管理ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一-10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条及び第67条の2</p>				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16の3の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給」とある項(16の2、17、18、19の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) : 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	保健福祉課				
②所属長の役職名	保健福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛南町役場 総務課 TEL:0895-72-1211				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛南町役場 保健福祉課 TEL:0895-72-1212				

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一-10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一-10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条及び第67条の2	事前	
令和3年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16の3の項)及び115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給」とある項(16の2、17、18、19の項)及び115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) : 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16の3の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給」とある項(16の2、17、18、19の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」とある項(115の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) : 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給」とある項(16の2、17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」とある項(115の2の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) :上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給」とある項(16の2、17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」とある項(115の2の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) :上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	事後	法改正による号ずれに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【事務の概要】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、愛南町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>【事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>【事務の概要】 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、愛南町内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>【事務の内容】 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	接種記録照会の運用の変更
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一10、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条及び第67条の2</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条及び第67条の2</p>	事前	接種記録照会の運用の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛南町役場 総務課 TEL:0895-72-1211	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛南町役場 保健福祉課 TEL:0895-72-1212	事前	担当課の修正
令和4年4月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、情報連 携中間サーバーシステム	健康管理システム、統合宛名システム、情報連 携中間サーバーシステム、ワクチン接種記録シ ステム(VRS)	事後	
令和4年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報提供 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法に よる予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16 の3の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフル エンザ等対策特別措置法による予防接種の実 施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、 第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種 の実施」又は「予防接種法による給付の支給」 とある項(16の2、17、18、19の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、 第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種 の実施」又は「新型インフルエンザ等対策特別 措置法による予防接種の実施」とある項(115の 2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) : 上記、番号法別表第二における情報照会の 根拠とした各項目における主務省令で定める事 務及び情報について、それぞれを定める条項	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法に よる予防接種の実施」が含まれる項(16の2、16 の3の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフル エンザ等対策特別措置法による予防接種の実 施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、 第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種 の実施」又は「予防接種法による給付の支給」 とある項(16の2、17、18、19の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) : 上記、番号法別表第二における情報照会の 根拠とした各項目における主務省令で定める事 務及び情報について、それぞれを定める条項	事前	命令の一部改正に伴う変更